

社会保険

あいち

とじて保管しましょう



西方寺(碧南市)

《今月の主な内容》

- 健康保険等の標準報酬月額・標準賞与額の上限定改定
- 育児休業等期間の保険料免除制度
- 健康経営セミナーのご案内
- 被扶養者資格の再確認をお願いします
- コラム ～日本の健康・世界の健康～
- 「社会保険事務講習会」開催のお知らせ

平成28年度社会保険協会費納入のお願い

日ごろは、愛知県社会保険協会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成28年度社会保険協会費につきまして、「払込取扱票（振込通知書）」を同封させていただきますので、納入にご協力くださいますようお願い申し上げます。

No. **515**

2016年5月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

健康保険等の

標準報酬月額・標準賞与額の上限定

平成28年4月1日より、健康保険および船員保険の従前の標準報酬月額の最高等級（第47級・121万円）の上に、第48級から第50級の3等級が追加され、上限が引き上げられました。また、年度の累計の標準賞与額の上限が従前の540万円から573万円に引き上げられました。

※厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級（第30級・62万円）および厚生年金保険の標準賞与額の支給1回あたりの上限額（150万円）については変更ありません。

改定前	月額等級	標準報酬月額	報酬月額
	第47級	1,210,000円	1,175,000円以上

改定後	月額等級	標準報酬月額	報酬月額
	第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
	第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
	第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
	第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

改定前	年度累計標準賞与額の上限
	5,400,000円

改定後	年度累計標準賞与額の上限
	5,730,000円

健康保険の上限定改定該当者の取り扱い

健康保険の標準報酬月額の上限定改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる事業主に対して、4月中に管轄の年金事務所より「標準報酬改定通知書」をお送りしております。なお、標準報酬月額の上限定改定に際して、事業主の方からの届出は不要です。

船員保険の上限定改定該当者の取り扱い

船員保険の標準報酬月額の上限定改定に伴い、改定前の第47級に該当する被保険者の方がいる船舶所有者に対して、4月に管轄の年金事務所より「報酬月額変更届」をお送りしております。

船舶所有者におかれましては、等級が変更となる該当被保険者の要否を確認いただき、該当者がいる場合は、管轄の年金事務所へ「報酬月額変更届」をご提出ください。

年金事務所にて事務処理を行った後、改めて船舶所有者に対して「標準報酬改定通知書」をお送りします。

※健康保険・船員保険ともに、「標準報酬改定通知書」の到着後は、該当する被保険者に改定後の等級・標準報酬月額についてお知らせください。

MOディスク(光磁気ディスク)の受付が終了します



現在は、健康保険・厚生年金保険適用関係届書の電子媒体による届出にMOディスクを利用することができますが、平成28年9月末をもちましてMOディスクでの受付を終了させていただくことになりました。

MOディスクを利用されている事業主の皆さまにおかれましては、平成28年9月末までにオンライン申請(電子申請)やCD・DVDの利用に切り替えていただきますよう、お願いいたします。

育児休業等期間の 保険料免除制度



1 手続内容

(1) 育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業および育児休業に準じる休業）期間について、健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主の申出により、被保険者分および事業主分とも徴収しません。

被保険者から育児休業等取得の申出があった場合、事業主が「育児休業等取得者申出書」を日本年金機構へ提出します。

(2) この申出は、被保険者が次に掲げる育児休業等を取得するたびに、事業主が手続きする必要があります。

また、この申出は、現に、申出にかかる休業をしている間に行わなければなりません。

(ア) 1歳に満たない子を養育するための育児休業

(イ) 1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するための育児休業

(ウ) 1歳（上記（イ）の休業の申出をすることができる場合にあっては1歳6カ月）から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業

(3) 保険料の徴収が免除される期間は、育児休業等開始月から終了予定日の翌日の月の前月（育児休業終了日が月の末日の場合は育児休業終了月）までです。免除期間中も被保険者資格に変更はなく、保険給付には育児休業等取得直前の標準報酬月額が用いられます。

2 手続時期・場所および提出方法

被保険者からの申出を受けた事業主が「育児休業等取得者申出書」を日本年金機構へ提出します。

区 分	内 容
提出時期	被保険者から申出を受けた時
提出先	郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）
提出方法	電子申請、郵送、窓口持参

3 申請および届書様式・添付書類

届書等名称	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書
添付書類	無し

4 留意事項

被保険者の育児休業等期間が予定日前に終了した場合、事業主は「育児休業等取得者終了届」を日本年金機構へ提出してください。

主催：  全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

協会けんぽご加入の事業所様へ セミナーのご案内

健康経営[®]セミナー

定員**700名**
(要申込 先着順)

～自社で取り組める社員の健康取組とメンタルヘルス対策～

※「健康経営」はNPO法人 健康経営研究会の登録商標です。

平成28年**7月15日(金)**

14:00～16:30(開場13:30)

ウインクあいち2階大ホール

名古屋市中村区名駅4丁目4-38

最寄駅 名古屋駅(JR・地下鉄・名鉄・近鉄)

講演 第一部

中小企業も健康経営の時代へ

～なぜ今、社員の健康に注目が集まるのか～

- 今だからこそ企業が社員の健康に取り組む理由
- 簡単に始められる社員の健康取り組み

あいち健康の森健康科学総合センター
センター長
医学博士 **津下 一代氏**



講演 第二部

すぐに始められる企業の健康取組紹介

- 協会けんぽ愛知支部 健康取組のご案内・事業紹介
「奥様にも健診プロジェクト」「ヘルスケア通信簿→健康宣言」

協会けんぽ愛知支部

講演 第三部

「ストレスチェック制度」と 「メンタルヘルス対策」のポイント

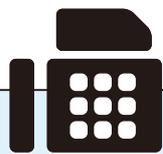
- ストレスチェックの全体像と活用方法
- 50名未満事業所でも取り組めるメンタルヘルス対策

株式会社Beスタッフィング
産業カウンセラー
EAPコンサルタント **平野 睦氏**



申込方法  **FAX**でお申し込みください。

※複数名も可
(例：事業主様と労務ご担当者様)



FAX:052-856-1491

下記の申込書に記入のうえ、
FAXにてお送りください。

健康経営セミナー申込書			
事業所名			
所在地	〒		
参加者氏名		電話番号	

先着順で受付し、ご参加いただける方には、当日お持ちいただく案内状を郵送いたします。

お問い合わせ先 **TEL:052-856-1479** (受付時間/平日8:30～17:15) 協会けんぽ愛知支部 企画総務グループ

被扶養者資格の再確認をお願いします



被保険者のご家族が就職などで勤務先の健康保険に加入した場合、被扶養者の削除が必要です。

対象者

協会けんぽに加入している被扶養者の方（ご家族）

（ただし、①平成28年4月1日において18歳未満の方

②平成28年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方は除きます。）

実施方法

① リスト到着

送付時期：平成28年
6月上旬～7月上旬
事業主様に
「被扶養者状況リスト」が到着

② 事業主様のご確認

・対象者の方が被扶養者の条件を満たしているか確認・記入

③ 協会けんぽに提出

・同封の「返信用封筒」にて協会けんぽへ返送
【被扶養者を削除する場合】
「被扶養者調書兼異動届」と保険証を併せて提出
提出期限：平成28年8月1日(月)

平成27年度実施結果

- 削除人数：7.3万人
- 削除による効果額：32億円程度
(高齢者医療制度への負担軽減額)

6月30日(木)をもって協会けんぽ出張窓口を閉鎖します

愛知県内7ヵ所の年金事務所内に協会けんぽ出張窓口を開設しておりましたが、支部移転による利便性の向上と、申請の郵送化による協会けんぽ出張窓口の利用率の低下から、6月30日(木)をもって協会けんぽ出張窓口を終了いたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

6月30日(木)に終了となる
年金事務所内 協会けんぽ出張窓口

岡崎・一宮・瀬戸・半田・豊川・刈谷・豊田

7月1日以降も協会けんぽ愛知支部の窓口はご利用いただけます。

支部窓口 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階
協会けんぽ愛知支部



協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら

全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

TEL052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30～午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので

健康保険組合の加入者様は、内容が異なる場合があります。

職場内で掲示して、ご活用ください。



手続きは郵送でお願いします。

ホームページはこちらから

[協会けんぽ 愛知](#)

[検索](#)



～日本の健康・世界の健康～

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

名古屋大学大学院医学系研究科 国際保健医療学・公衆衛生学分野 青山 温子

もう四半世紀前になりますが、アメリカの大学の研究員になって間もない頃、眼科を受診しなくてはならなくなりました。大学の事務から、「あなたの契約には医療保険が含まれていて、まだ手続きできる期間内ですよ」と言われ、何のことか、しばらく理解できませんでした。どうやら、同じ大学で働いていても医療保険のある人となない人がいて、医療保険のある人でも雇用されてから一定期間内に手続きしないと無効になる、という意味のようでした。それまで日本で暮らしていた私は、就職すれば自動的に医療保険に加入すると信じ込んでいたので、医療保険が当たり前ではない世界があることに衝撃を受けました。

その後、保健医療分野の国際支援の仕事をするようになって、費用の心配なく受診できることは、世界的にみると、まったく当たり前ではないことを知りました。医療保障制度が整っていない貧しい国の貧しい人々は、医療費を自分で払わなくてはならず、そのためますます貧しくなるという悪循環に陥っていました。

医療保障は、国連人権宣言に掲げられた基本的人権の一部です。しかし、どこでも誰でも、必要な医療サービスを受けられるようにするのは、今日でも未解決の世界的課題です。「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (Universal Health Coverage: UHC)」とは、世界保健機関 (WHO) によると、「すべての人々が、経済的に困窮することなく、必要とする保健医療サービスを受けられるようにすること」を意味しています。UHC達成は、2015年に国連が発表した「持続可能な開発目標」の「目標3: 健康と福祉」のターゲットの1つです。UHC達成には、医療保障制度に加え、質の高い医療提供制度、必須医薬品の確保、優れた医療人材なども必要です。

医療保障の財源として、社会保険と税 (公費) があげられます。日本やドイツのように医療社会保険が主体の国もあれば、イギリス、カナダなどのように税による公共サービスとして医療を提供している国もあります。いずれにせよ、先進国においては、UHCは概ね達成されています。

しかし、多くの開発途上国では、UHC達成には、まだ時間がかかりそうです。貧しい国では、公費負担制度が財源不足により破綻しましたが、医療保険を導入しようとする保険料を払えない貧しい人が多いという状況があります。

中進国においても、医療保障制度の確立は容易ではありません。たとえば、中国では、国民皆保険を目指して医療保険加入率が急速に増加していて、企業勤務者や公務員は職域の医療保険に加入し、農民は農村医療保険への加入を推奨されています。この農村医療保険は、貧しい農民のために国が補助していますが、給付内容はかなり限られていて、高額医療の保障はなく、また本籍地の医療施設しか利用できないという問題があります。これでは、どこでも誰でも必要な医療サービスを受けられるという目標は、まだ達成できそうにありません。

日本では、1922年に健康保険法が制定されて以来、医療保険制度を進展させてきました。1958年に、国民健康保険法を全面改正して市町村に公営を義務づけ、その3年後の1961年に、国民皆保険が達成されました。被雇用者以外の国民を、国民健康保険に強制加入させたことが、皆保険達成の重要な要因でした。

保険の理念はリスクの共有であり、社会制度としての保険の機能は、リスク分散とリスクの混合・集合化、そして社会的公平と相互扶助です。日本では、全国民が、どこの保険医療機関でも、ほぼ同じ費用で受診できます。人口の高齢化や非正規雇用の増加など、医療保険を取り巻く環境は、ますます厳しくなっていますが、世界に誇る日本の皆保険制度を、これからも守り育てていきたいと願っています。



中国の大学病院

担当医師の氏名・写真・診療科・料金を掲示、医師により診療料金に差がある

中国の公立病院

入口付近の電光掲示板に診療料金を表示



【筆者のプロフィール】

名古屋大学大学院医学系研究科教授、専門分野は、国際保健医療学・公衆衛生学。名古屋大学医学部卒、同大学院医学研究科修了、医学博士。発癌・転移に関する日本と米国での基礎医学研究、日本の都市部と農村部での産婦人科臨床に従事後、国立国際医療センターに移り、日本の政府開発援助 (ODA) 事業の企画や技術指導などに携わられた。その後、世界銀行の保健医療専門家として、中東地域の開発プログラムや調査研究などに貢献した。2001年より、名古屋大学教授として、研究と後進の指導にあたられている。

また、外務省ODA総合戦略会議委員、国際協力機構 (JICA) 外部有識者評価委員会委員、世界エイズ結核マラリア対策基金技術評価委員会委員などを歴任されてきた。

主な著書は、*Toward a Virtuous Circle: A Nutrition Review of the Middle East and North Africa* (The World Bank) 1999、*Reproductive Health in the Middle East and North Africa - Well-being for All* (The World Bank) 2001、*開発と健康—ジェンダーの視点から* (有斐閣) 2001、*シリーズ国際開発第3巻：開発と生活* (日本評論社) 2005、*Economic and Policy Lessons of Japan to Developing Countries* (Palgrave Macmillan) 2011、*国際保健医療学* (杏林書院) 2013など。

◆本月号から、名古屋大学青山教授に健康に関する随筆をお願いいたしましたので、ご愛読ください。

お知らせ

「算定基礎届相談コーナー」開設のご案内

愛知県社会保険協会では、年金事務所において「算定基礎届相談コーナー」を右記のとおり開設いたします。
新しく社会保険に加入されました事業所の方、事務担当者が交代されました事業所の方など、算定基礎届の記入方法などわからないことがありましたらお気軽にご相談ください。

- **開設日** 平成28年7月1日(金)から7月11日(月)まで
〔土、日を除く7日間〕
- **開設時間** 午前9時から12時まで
及び 午後1時から4時まで

※その他、詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

受講者募集!

「社会保険事務講習会」開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の日程で社会保険事務講習会を開催いたします。
新しく社会保険に加入されました事業所の方、社会保険事務担当者が交代されました事業所の方など、受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

◆ **開催日時・会場** 各会場とも午後2時開始、午後4時15分終了予定（受付：午後1時30分から）

開催月日	会場	所在地	定員(名)
7月13日(水)	愛知県産業労働センター（ウインクあいち）中会議室1203	名古屋市中村区名駅4-4-38	90
7月14日(木)	愛知県産業労働センター（ウインクあいち）中会議室1203	名古屋市中村区名駅4-4-38	90
7月19日(火)	尾張一宮駅前ビル（i-ビル）大会議室	一宮市栄3-1-2	80
7月20日(水)	刈谷市総合文化センター（アイリス）401・402研修室	刈谷市若松町2-104	80
7月22日(金)	栄ガスビル 5階 キングルーム	名古屋市中区栄3-15-33	100
7月26日(火)	豊橋商工会議所 401会議室	豊橋市花田町字石塚42-1	60

講習会は各会場とも同じ内容で行いますので、ご都合のよい日をお選びのうえお申し込みください。

◆ 講習内容

1. 社会保険制度の仕組みについて
2. 健康保険・厚生年金保険の適用、保険料について
3. 健康保険給付の手続きについて
4. マイナンバー関係について
5. ストレスチェック制度について

◆ 申込資格

- 平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方
- 平成27年9月1日から平成28年2月29日までの間に新規適用となった事業所の方
上記以外の方はお申し込みできません。

◆ 講師

社会保険労務士

◆ 受講料

無料です。

◆ 申込期限

平成28年6月17日(金)
申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。
(1事業所2名様までお申し込みできます。)

※申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、受講申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。
(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

参加申込募集!

「日帰りバスツアーハイキング」のご案内

2016年4月～6月(春)の名鉄観光バス「日帰りバスツアーハイキング」コースのうち、下記のコース（日時限定）について、旅行代金の一部補助を行います。

参加補助券を発行しますので、当日ご持参ください。

「熊野古道・熊谷道から古里温泉へ」コース

- 出発日：平成28年6月18日(土) **三重県**
- 集合場所：名鉄バスセンター 4階
- 集合時間：午前7時30分～午前8時

◆ ハイキングコースについて

難易度★ 時間 1時間40分 距離 6.0km 標高差 130m

◆ 旅行代金

おとな5,500円 こども5,000円

◆ 補助金額

1名様につき1,000円(おとな、こども同額)

◆ 募集定員

150名（ただし1事業所4名様まで）

◆ 参加資格

平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者

◆ 申込期限

平成28年6月10日(金)
*募集定員に達したときは、申込期限前であっても受付を締め切らせていただきます。
(ホームページにその旨掲載いたします。)

※申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。
(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

申込募集!

プール利用補助券発行のご案内



下記施設のプール利用補助券を発行します。

プール名	利用料金				一般料金			
	大人	中学生	小人	幼児	大人	中学生	小人	幼児
① サンビーチ日光川	(高校生以上) 800円		(小・中学生) 300円	無料	(高校生以上) 1,500円		(小・中学生) 700円	無料
② ラグーナテンボス	(高校生以上) 2,300円	2,100円	(小学生) 1,100円	(3歳以上) 700円	(高校生以上) 3,200円	2,900円	(小学生) 1,550円	(3歳以上) 1,050円
③ ナガシマスパーランド ジャンボ海水プール	(中学生以上) 2,500円		(小学生) 1,900円	(2歳以上) 1,000円	(中学生以上) 3,500円		(小学生) 2,700円	(2歳以上) 1,500円

利用期間 ◆サンビーチ日光川 平成28年7月9日(土)から9月4日(日)まで
 ◆ラグーナテンボス 平成28年7月2日(土)から9月25日(日)まで
 ◆ナガシマスパーランドジャンボ海水プール 平成28年7月2日(土)から9月25日(日)まで

◆発行枚数 4,000枚 (3施設の合計枚数)
 ※ただし、1事業所の交付枚数を事業所の規模(被保険者数)に応じ、右記の表のとおり上限枚数(3施設の合計枚数)を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

事業所規模(被保険者数)	上限枚数(3施設の合計枚数)
1~99人	10枚
100~499人	20枚
500~999人	30枚
1,000人以上	40枚

 ※発行枚数に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)

◆申込資格
 平成28年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者(ただし、平成28年6月30日までに申し込みの場合は、平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者も対象とさせていただきます。)
 ※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。
 または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

事業所の名称、所在地等に変更があった場合は、お知らせください。

事業所名称、所在地等に変更がございましたら、お手数ですが下記の様式にご記入のうえ、FAX(052-678-7331)または郵送にてお知らせください。

一般財団法人 愛知県社会保険協会長 殿
 変更年月日 年 月 日 平成 年 月 日

整理番号 ※ ※会費の受領証(払込票)に記載されている整理番号を記入してください。

(変更のある項目のみ記入してください。)

	変更前	変更後
事業所整理記号	(例「中いろは」 「東ABC」)	
フリガナ		
事業所名称		
事業所所在地	〒 -	〒 -
電話番号	() -	() -

事業所所在地
 事業所名称
 事業主氏名
 電話番号 () -

社会保険 **あいち** No.515
 — 平成28年5月発行 —

記事提供：日本年金機構大曾根年金事務所
 全国健康保険協会愛知支部
 発行：一般財団法人愛知県社会保険協会
 〒456-0022
 名古屋市熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階
 ☎ 052-678-7330 URL <http://www.shaho-aichi.jp/>